

研究ノート

現代社会・現代企業と経営学 ——三戸公氏の理論展開に関連して——

植 村 省 三

1. 問題の設定

マルクス理論に依拠して経営学の方法的確立を意図した個別資本説の展開から、アメリカの管理論への関心、官僚制の問題への深い洞察、実証研究にもとづいた会社支配論への新しいアプローチ、さらには日本の経営の問題の研究など、三戸公氏はつねに現実的な問題意識によって、きわめて多彩な内容をもって精力的な研究を続けておられる。その多彩な研究領域のそれぞれが、氏においては段階を追って深められていき、一定の段階で次の新しい問題と交錯してくるという形で展開されている。例えば、個別資本説の展開にしても、法則＝必然の決定的優位を説いて経営学を理論科学として展開しようとする立場から、独占の問題を考慮に入れて次第に意識性を重視する立場に移行しつつもなお法則性の優位を示そうとする立場に、さらに法則性＝必然性と意識性を並列させて経営経済学＝個別資本説とは別個の学として管理学の存在を主張する立場へと進展¹⁾ していき、その過程で次第に官僚制への問題意識を深めていったというようである。

氏のこのような研究の展開過程は、現実過程の諸問題の展開と即応しつつすすんでいき、当初のマルクスへの傾倒から、ウェーバー、バーナード、そしてドラッカーヘと関心を広めていった氏の思想的変遷とも結びついている。

1) 三戸公「自由と必然」昭和54年、文眞堂、201ページ

筆者はこれまで、この三戸氏の研究活動の精力的な進展を、大きな驚異と畏敬の念をもって注目し続けてきた。それは、氏と基本的に同じ問題意識にたち、共通の問題を追って来た筆者にとっては、氏の研究の進展がそのまま自分の問題意識の深まりにつながるものと考えられたからである。

しかしながら、それにもかかわらず筆者は、氏の理論展開に対して、以前からつねに拭い去ることができないような1つの大きな疑問をもち続けている。その疑問とは、例えば、マルクス理論に依拠して経営学を開拓してきた氏が、ウェーバーの理論に注目し官僚制論を展開して、これをもって鋭く現実の問題にきりこんでいかれたばあい、これまでの氏の個別資本説からの問題展開はそこにどのようにかかわってくるのかという問題である。いいかえれば、氏の変化の過程のなかに明白な連続性がとらえられないということである。また氏の多彩な問題領域のそれぞれが相互にどのように連関するのか、氏においては必ずしも明確でないということである。もとより、新しい問題意識から現実をみたばあい、これまでとらえなかつた問題の所在がわかり、この新しい問題へのアプローチのためには新しい観点が必要となることは当然にあるだろう。まさに三戸氏のばあいがそうである。しかしその新しい問題へのアプローチは、旧い問題へのとりくみの必要がなくなったことを意味せず、また新しい観点が旧い問題をも同時にとらえうる包括的なものであるとは必ずしも限られるものではない。新しい観点がそのような包括性をもっているのであれば、そのような内容の展開がなされなければならないであろうし、またそうでなければ旧い観点をも総合した新しい観点をこそ示さなければならぬだろう。氏においてはそれが明白に示されず、次々と新しい問題をとらえて観点を転換させていくという感を、とくに最近の展開においてうけるのである。氏のとらえられている問題内容が非常に多彩であるだけに、いっそうこのことが気がかりになるのである。

氏の2つの近著「自由と必然—わが経営学の探究一」（昭和54年4月、文眞堂刊）、および「財産の終焉—組織社会の支配構造一」（昭和57年10月、

文眞堂刊)は、筆者このような疑問に一応答えを示してくれているとはいえるであろう。ここに「一応」といったのは、その答えが筆者にとって必ずしも満足のいくものではないということを意味しているが、ともあれこの2著は、氏のこれまでの問題領域の全体としての相互関連を示した最も体系的な内容をもつものということができる。以下ではこの2著を中心に三戸氏の思考方法における問題を探ってみることとしよう。なお、以下の論述での「財産の終焉—組織社会の支配構造—」に関する論評は、「組織科学」誌第17巻第2号、58年夏季号に掲載の筆者による書評をさらに展開したものである。

2. 「自由と必然——わが経営学の探究——」 (昭和54年、文眞堂刊)

この書は、三戸氏の初期の論稿から現在に至るまでの理論展開の軌跡を示したものであり、また三戸氏という1人の人間の、それぞれの段階での現実の提起する問題との真摯な格闘の記録であり、思索の歴史を示したものでもあって、きわめて興味深い内容をもっている。

マルクス理論にもとづく経営学の方法的確立を志向しての個別資本説の深化・発展への努力、その過程での上部構造論への批判、二重性的把握の観点の強調、意識性の問題とのとりくみ、そしてアメリカの管理論への関心等、この書に収録されている旧稿と、それらをつなぐ新たな説明は、三戸氏の精力的な問題追究の足跡をはっきりと示してくれる。そして「アメリカ経営思想批判—現代大企業論研究—」(昭和41年、未来社刊)の出版の頃から次第に三戸氏のなかに芽生えてきたマルキシズムへの疑惑、マルクス絶対視から相対視への転換、組織の問題の重要性への着眼、官僚制のもたらす組織による人間の抑圧の問題への明確な視座の確立、ウェーバー、バーナード、ドラッカーなどへの深い関心、そして公害問題への官僚制論からする独自のアプローチなど、この書の後半部分に示される各論点は、人間中心思考にもとづく新しい三戸理論形成の過程を明快に示してくれる。このような三戸氏の思

考の変遷過程の背景には、ハンガリー事件にはじまる社会主義の暗い現実、公害問題の深刻化、そして組織社会＝管理社会の状況といった、現実の諸問題がめまぐるしく展開していった事実があったのであるが、こうした諸事実の1つ1つが三戸氏にとっては、自らの思索を深め、理論を開拓していくための引き金となったのであろう。また同時に、文中でしばしばいわれているように、マルクス主義を標榜する政党やマルキシストであることを自ら唱える諸学者が、自己を絶対として他の批判をなんらかえりみようとせず、異説をきりすてていくという、責任意識の欠如した態度、行動をみせているという事実にも氏は人間としてどうにもならないものを感じられたのであろう。このこともまた新しい問題意識を生み出す大きな基盤をつくりあげたものであろう。筆者はともかくもこのあたりの氏の変化の過程には大きな共感をおぼえるものである。筆者のみならずとらわれない目で現実をみつめる人にとっては、それには観点の相違をこえて大きな興味をおぼえ、共鳴を感じるであろう。

しかしながら、この大いなる共感はともかくとして、この書におけるいくつかの問題をここで指摘しないわけにはいかない。

この書によってもやはり、先に提起しておいた筆者の三戸理論への疑問は解消されてはいないことをまず指摘しなければならない。すなわち、この書の前半の個別資本説に関する諸問題の探究と、後半の組織・官僚制問題への関心とを結ぶものはなにか、両者はどのような関係をもって三戸氏の理論体系に位置を占めているのか、という問題である。この書においてもこうした点はやはり明らかではない。氏にあっては、組織、官僚制問題の重要性は、これまで傾倒していたマルクスを相対視するに至ったことによってとらえられ、またそのことによって明確に論理展開をはかりえたのであろうが、そのマルクスの相対視は、当然にそれの放棄を意味するものではないのだから、官僚制の問題への関心の深まりによっても個別資本説の否定、排除には結びつきうるものではない。後にもとりあげるが、氏は個別資本説を「あれはあ

れでよいと思っている」といわれているが、この言は個別資本説を否定、排除しない氏の見地を物語っている。とすれば、なおのこと両者の相互関連を示すことが必要になってくるのではないだろうか。この点は筆者だけではなく、むしろ三戸理論の理解者が三戸氏に対して共通に抱く問題であり、この点の明確化を氏に対して共通に期待したものである。氏と密接な関係にある鈴木辰治氏が、三戸氏の著書を「資本理論と組織理論」として文眞堂の現代経営学選集の1冊に加えようとした²⁾のも、この点での氏への期待によるものであったと推察される。氏の著書「官僚制」³⁾（昭和48年、未来社刊）のなかでは、資本制生産の発展とのかかわりで歴史的に官僚制の形成・確立過程がとらえられ、そこにマルクスのとらえた資本運動の論理と組織の問題との現実的なからみあいが見事に示されている。それにもかかわらず現代における問題をとらえるのにその見地が示されないのはなぜなのであろうか、氏の論理における最も理解し難いことの1つである。

この問題は、この書の最終部分「パラダイム転換—私的所有・社会的所有から個人所有・機関所有へ」と題する項において、「個別資本説から官僚制論へ」⁴⁾が論じられているところにもあらわされている。しかしこれは「財産の終焉」においてより拡大された形であらわされてくるので、詳細は後述にゆずることにしよう。

さて以上に指摘したことは、氏がこれまでとりんでこられた個別資本説そのものの限界、方法的欠陥についての氏の理解とも関連する。氏が長い間の思索の結果提起された意識性の問題も必らずしも個別資本説の論者全体のなかで根をおろすに至っていないこと、氏が重要な問題として提起された組織の問題=官僚制問題への認識そのものがないこと、資本主義の悪にすべて

2) 「自由と必然」あとがき、348ページ

3) 三戸公「官僚制」（昭和48年、未来社）第二章「産業における官僚制の成立—マルクスの所説を中心として」および第三章「産業における官僚制の確立」がそれである。

4) 「自由と必然」318～327ページ（傍点=植村）

を帰せしめるような公式論的見地、そこからくる、人間疎外の事実とその根源についての認識が不十分であること、そして人間的視点の不明確など、個別資本説には多くの不備な点がある。⁵⁾ 官僚制論を展開される氏はこうしたことを当然に認識されている。個別資本説に依拠する限り組織の問題＝官僚制の問題への問題意識は生れてこないからである。「わたくしは、周囲が殆んど全部マルクスを信奉する人たちの中で、われとわがマルクス相対視の道を歩みはじめ歩んでいったのである。マルクスを信奉する人達は、わたくしがもった問題を問題としないでよいのであろうか。」⁶⁾ との氏の言葉は、マルクス信奉者、したがって個別資本論者に対する氏の観点を象徴的に物語っている。

氏がこのように考え、かつ発言されるのであれば、次に出されるべきなのは、個別資本説に対する訣別宣言か、あるいは氏の新たな問題への観点を入れての個別資本説そのものの再構成（それはもはや個別資本説といいうものではないかも知れないが、）への方向であるはずである。しかしそれにもかかわらず氏においてはそのどちらの方向も出されてはいない。氏はいわれる。「わたくしは今においても、経営学を経営経済学として展開し、経済理論の基礎としてマルクス『資本論』に拠り、マルクスが『資本論』を書いた意図と論理にできるだけ忠実に経営経済学を展開しようとするかぎり、あれはあれでよいと思っている。」⁷⁾ と。なぜそのようになるのであろうか、マルクスの相対視をいうのであれば、マルクスの意図と論理に「できるだけ忠実に経営経済学を展開」することの意味そのものを氏は自ら問わなければならぬのではないであろうか。氏にとっては「経営学を経営経済学として展開」すること自体が「わたくしがもった問題を問題と」することのできない

5) 筆者はかって、この個別資本説をも含めた「批判経営学」全般のもつ欠陥について指摘したことがある（拙稿「経営学と人間的視点」桃山学院大学経済経営論集第15巻、1号 昭和48年6月 所収）。いまでもこの見地は基本的に変化してはいない。

6) 「自由と必然」あとがき、349ページ

7) 同書、78～79ページ

原因となっていたのではないであろうか。逆にいえば、氏が個別資本説から一歩踏み出すことによってはじめて官僚制問題という「わたくしがもった問題」を問題とすることができたのではないか。

この問題は、この書の内容全体にかかわってくる基本的な問題である。この書の前半では、個別資本説の展開に対する論稿を中心にいくつかの旧稿が再録されているが、これは三戸氏の思考過程の変遷をとらえるためには非常に有効であるとしても、氏の現在の問題意識からすれば果してどれだけの意味があるのであろうか。氏が過去にとりくまれてきた問題が現在の氏の問題意識からどのように位置づけられてくるのか、ここでも明らかにされていないわけである。例えば筆者は、上部構造論争を現在の段階でとりあげることの意味は皆無だと考えているのだが、論争の経過を克明に提示されたままで終っている。また、藻利重隆氏の理論に対する以前の批判論文をこの書の冒頭に掲載され、後にこの批判の態度そのものを反省し「マルクスの理論を図式的にとらえ、その図式にもとづいて藻利教授の所説を勝手に裁断し、不遜な言葉を連ねている。………。自説と違うところをもっと謙虚に思考をこらしてゆかねばならなかったのに、逆に非難の対象としたのである」⁸⁾とされている。このまさに謙虚な態度が氏のマルクス相対視への変化につらなつたのであろうが、この反省にもかかわらず「あれはあれでよい」というのはなぜなのであろうか。むしろ氏はこの反省のうえに立って改めてとらえなおした藻利理論への理解をこそ示す必要があったろうし、筆者もまたそのことを強く望むのである。つねに新たな問題を追い求める氏に対して過去をふり返ることを望むのは、あるいは的はずれであるかもしれない。しかし筆者はむしろ、そのような氏であるからこそより強くそれを求めたいのである。もとより藻利理論批判の再整理だけではなく、氏の個別資本説全体についてそれを望むのである。そしてそれは、言葉を変えていえば、氏のつねに現実的な

8) 「自由と必然」145～146ページ

問題意識、明白な人間的観点、広い問題領域を統合する三戸経営学の理論体系とそれにもとづく具体的な内容の展開ということである。三戸氏の課題はやはりそのことに帰着するようである。⁹⁾

3. 「財産の終焉——組織社会の支配構造——」 (昭和58年、文眞堂刊)

前著「自由と必然」の終りの部分で三戸氏は「私的所有・社会的所有から個人的所有・機関所有へ」という「パラダイム転換」を説かれるが、これがこの新著の主要なテーマとなっている。その意味でこの書は前著の続編としての性格をもっているが、前著にあらわれていた問題が、ここでは十分に解決されないままに、より拡大した形であらわれているものということができる。

三戸氏の問題にされる諸領域のうち、この書で主要に展開されているのは、会社支配論と官僚制論である。この2つの領域を軸に、これまで氏のとりくんでこられた諸問題が包括された一応総合的な理論体系が展開されているのがこの書である。「本書は、かってマルクスを学び、うちこみながら、やがて唯物史観に疑惑をもち深めていった私が、現代社会をいかにとらえるかを学び問い合わせたいたいおうの解答である。」¹⁰⁾ 氏はこの書の性格を自らこのように語られている。この意図はこの書でどこまで達せられたであろうか。

この書は

序章 組織社会の構造—私的所有・社会的所有より個人所有・機関所有
へのパラダイム転換—

9) 「ここに三戸経営学なる！」と帯に記されている三戸氏の書「経営学」(昭和53年、増補版56年、同文館刊)はまさに三戸氏の経営学の体系をともかくも示したものではあるが、しかし筆者にとっては十分に期待にこたえたものとはいえない。そこにはやはり個別資本説(資本理論)と組織問題との関連のうえで理論が展開されているとは考えられないからである。しかしこれについてはここではこれ以上触れないでおく。

10) 三戸公「財産の終焉—組織社会の支配構造—」(昭和57年文眞堂刊)あとがき、240ページ

第一部 現代大企業の所有と支配

第二部 組織社会の社会構造

という3つの部分によって構成されている。

序章ではこの書の内容全体の概略が示され、「現代社会をいかにとらえるか」の氏の解答の基本方向が示されている。現代は「支配者が、資本の所有者から所有者ならざる者にかわってきたのであり、「財産にもとづいてではなくして、経営者能力にもとづいて組織の経営者の地位を占めることによって、支配者となる時代」であって、「現代社会は、支配の基礎が財産所有の論理によってなりたっている社会から、組織の論理によってなりたつ社会への移行期にある。¹¹⁾」というのがそれである。この現代社会を把握するためには、従来の「資本主義から社会主義へ」というとらえ方、「私的所有・社会的所有」のパラダイムでは有効ではなく、かわって「財産中心社会から組織中心社会へ」というとらえ方、「個人所有・機関所有」パラダイムに転換することが必要だというのが、この書での基本的な主張点である。

第一部では現代における大企業の所有・支配の状況として機関所有一経営者支配の実態が示される。

「大企業の支配者は、誰であるか。彼は、何に拠って支配を行っているのであるか。彼は、いかなる動機いかなる意図のもとに支配を行っているのか。」氏によれば「この問題は、現代社会・現代経済・現代経営・現代政治を把握するための基本的な問題である。」¹²⁾ という。まさにこの「基本的な問題」に立ち入ろうとされる氏は、まず「現代における所有の最も特徴的な現象は、個人所有の分散・機関所有の集中である」¹³⁾ ことを日本の実状に即して実証的に示されている。氏によれば、この機関所有という所有形態における支配が経営者支配である。そしてこの機関所有一経営者支配の一般

11) 「財産の終焉」8~9ページ

12) 同書 25ページ

13) 同書 36ページ

的にいきわたった社会が組織中心社会である。ここでいう機関とは、「個人にかわって支配的な所有主体として登場した」ところの「制度であり、社会にとって必要な財やサービスを提供する組織体として社会にその存在を認められ、その存続を要請せられているものである。」¹⁴⁾ 現代は個人所有が所有の主要形態であった社会（財産中心社会）から機関所有を主要な所有形態とする社会（組織中心社会）へと推移していく過程にあるというのである。ここに財産中心社会とは、「個人がいかなる財産を所有するかによって、社会的地位・機能・所得が決定せられる社会であ」り、組織中心社会とは「個人はいかなる組織に属し、組織のいかなる職位を占めるかが、彼の社会的地位・機能・所得を決定する」¹⁵⁾ という社会である。

現代の日本は、氏によれば、100 パーセント完全な組織中心社会ではなくいまなお財産中心の論理が作用しているが、「いつの間にか組織中心社会的部分が財産中心の社会を凌駕してきているのである。」¹⁶⁾ という。これによれば日本は遠からず 100 パーセントの組織中心社会になるということになる。ところで現代にあっては、100 パーセント完全な、またはほぼ完全な組織中心社会は、ソ連のみであると氏は考えられている。ソ連は社会主义であるというよりも、むしろ国家という公的機関の「一元的所有の体制であり、一元的な組織社会である」¹⁷⁾ という。日本とのちがいは、個人所有＝財産中心社会の部分をかなり残している日本の社会ではきわめて多元的な機関所有主体（公的機関とあわせて多数の私的機関からなる）が存在している点である。¹⁸⁾ ソ連では一元的所有なるが故に他のイデオロギーの存在を許さない、一元的イデオロギーにもとづいた権力的な支配・抑圧の体制がしかれることになる

14) 「財産の終焉」102ページ、「機関」のこのような規定についての問題は後にとりあげる。

15) 同書 103ページ

16) 同書 104ページ

17) 同書 104ページ

18) 同書 104, 187ページ

19) 同書 105ページ

のであるが、しかしこのソ連といえども社会における支配階級は、組織体における管理者＝経営者であることに変りはないという。¹⁹⁾ このようにして現代の歴史的状況・推移は、資本主義・社会主義一私的所有・社会的所有のパラダイムよりも、財産中心社会・組織中心社会一個人所有・機関所有のパラダイムによる方がより有効に解明されうるであろうと氏はいわれる所以である。

この機関所有が支配的となった大企業の支配者は経営者であって、その支配の正当性の基礎は所有ではなくして、経営者機能を果すことそれ自体にある。²⁰⁾ そしてこの経営者が支配行使するにあたってつくりあげる専門化され階層化された職能配分の構造として氏は官僚制を位置づけられる。第二部の主要内容をなすのがこの問題である。氏自身が以前より展開されてきた官僚制の問題がここでも非常に熱っぽく論じられている。とくに産業社会の発展に応じて次第に確立していく産業官僚制が普遍的官僚制社会＝管理社会の成立につながっていくことが語られ、官僚制の機能とともに逆機能、抑圧性の問題とその克服への道が検討される。かっての著書「官僚制」で展開された氏の思考がここでも再び強力に提示される。それはまた、「自由と必然」で「組織のための管理学から人間のための管理学へ」²¹⁾と強調されたところと同じ思考である。ここではその思考が、新しく「ゲゼルシャフトとゲマインシャフト」におけるテンニースの理論をとりあげて展開されている。そして「ゲゼルシャフトでもなければ、ゲマインシャフトでもなく、しかも相互肯定的な人間結合の様式を模索し」、「現実の中から現実に即し、しかもよりラデカルな新たな概念をこそ構築するという道をとるべきである」²²⁾と、自らの主体的努力にふまえた展望として最後に示されてこの書が終る。人間中心思考にもとづいた管理主体の意思決定の責任を軸として克服の道を論じられた「官僚制」における論述からは一步前進したものをうかがうことができ

20) 「財産の終焉」134ページ

21) 「自由と必然」346ページ

22) 「財産の終焉」238ページ

るであろう。

現代社会をとらえる新しい論理を展開し、そこでの問題を鋭くえぐるこの書での論述は、非常に大胆な理論展開としてたしかに注目に値するものではある。しかしこにおいてもなお、これまでに繰り返してきた三戸理論の不分明な諸点がやはり認められ、また斬新な、大胆な理論展開であるだけに、論理的に未成熟な点も気づかれる。

まず、所有の支配とのかかわりに関する問題である。機関所有が支配的となって会社支配の形態が経営者の機能それ自体を正当性の根拠とする経営者支配になるというばあい、所有の支配とのかかわりはもはやいっさいなくなってしまったのであろうか。「現代大企業における支配の問題を論ずるにあたって、所有の論理・財産所有の論理にもとづいてのみ把握しようとしても、それは十分に現実をとらえきったことにならない。」²³⁾ と氏のいわれるのは、まさにそのとおりであるが、このことが直ちに所有の論理がいっさい支配とかかわりをもたないことになるわけではない。たしかに経営者は所有者ならざる者である。しかしが支配の力をもつということは、その機能によって所有=資本を自由に処理しうることを意味するのではないか。経営者は所有の主体としての機関の支配者である。このことの意味をもっと明白にとらえなければならない。経営者は所有を自由にすることによって支配者たりうるのである。経営者が具体的に経営者機能によって支配行使するばあい、そこに所有の基礎があるからこそそれが可能となると考えるべきではないか。所有の論理をするのではなくて、その貫徹の仕方の変化をこそ問題にすべきではないであろうか。氏が経営者機能それ自体にもとづく（基礎とする）経営者支配を論じつつも一方で「経営者支配の基礎は機関所有である。」²⁴⁾ といった表現をされているのは、氏自身が所有の論理をすてきれないと証左なのであろうか。「基礎」という語に特別の意味をもたせているのであ

23) 「財産の終焉」9ページ

24) 同書 178ページ

れば、氏はもっと慎重に言葉を選ぶべきではなかったであろうか。

ところでここに「機関」というばあい、氏がすでにあげたような概念規定を与える前提として、機関という日本語、および institution という英語のもつ意味を、各種の辞書類から摘出し、さらにウェブレンやコモンズなどの制度概念の説明をも検討されているのだが、奥村宏氏もいわれる²⁵⁾ように、機関概念は現実の分析からとらえられてきた概念であって、言葉それ自体の問題としてあつかわれてはならない。氏が機関を組織体としてとらえ、この概念によって政府・地方自治体・企業・学校・病院・軍隊・労働組合等々、を共通に把握することはそれとして意味あることであるが、同時にそれぞれの機関のもつ目的の特殊性、そこから出てくる機能のちがいをもとらえなければならない。各機関の相互の関連における役割のちがい、現代社会における位置づけのちがいがそれによって明らかにされるからである。経済的目的・機能をもつ企業がそのなかで占めている位置づけを明らかにすることはとくに重要である。そしてそのことによって資本の論理の問題があらわされてくることになると筆者には思われるのだが、どうなのであろうか。

また氏が、公的機関と多数の私的機関が主要な所有主体であるといわれるばあい、私的機関というのは金融機関と一般事業法人（株式会社としての企業）がほとんどである。それ以外の私的機関（学校・病院・軍隊・労働組合等）は所有主体としては登場してはいない。とくに日本のはあいは、株式相互持合が一般的になっていて、主たる所有主体はいっそう金融機関と企業と

25) 「財産の終焉」の書評（エコノミスト、1983年2月8日号、88～91ページ）。ここで奥村氏は現実分析のなかから出てきた概念と辞書から出てきた概念とのちがいを強調している。ついでながら氏によるこの書評は、筆者のみるところ、ぴたりと射た部分と全く見当はずれの部分とが混在したものである。見当はずれの部分は、例えば、「事業会社の経営は高度に専門的だから他者が介入できない」ことを思いつきとしてしりぞけていることにあらわれている。三戸氏がいわれているこのことは、われわれ経営学の研究者のあいだでは論議の余地のない常識となっており、経営者支配の現実的基盤をしている状況である。奥村氏は、このことを前提としたうえで資本支配とのかかわりを論ずべきであったろう。

に限定された状況となっている。他の公的・私的機関においても官僚制がいきわたることによって、それぞれの機関が組織社会＝管理社会の重要な一翼を担っていることは、まさに事実であるが、所有主体としては経済的機能を担う金融機関と企業とに主力をゆずっている。もっとも、氏は、この事実それ 자체を、次に掲げる三戸浩「日本大企業の所有構造」（昭和58年、文眞堂）における資料によって認められてはいる。また氏の新しい論稿「個人所有・機関所有パラダイムの意義」（経済評論、昭和58年6月号）においてはなおいっそう明白に述べられている。この事実がある限り、機関所有といつても所有主体を機関一般に拡大することはできないわけである。それにもかかわらず氏は、この事実の意味について問われるところはない。なぜなのであろうか。株式会社企業の発展過程をとらえることを通じてその意味をこそ考える必要があろう。ここにも機関を一般的にとらえるだけでは不十分である理由が存するのである。

なお氏は、前記の新しい論稿で機関を「人間ならざるもの」として性格づけられている。²⁶⁾ 所有主体が個人（人間）から機関（人間ならざるもの）にかわったというわけである。たしかに機関は「人間ならざるもの」である。それは人間がつくりあげたものでありながら逆に人間がそれによって疎外されるものである。しかしその機関は、なんらかの人間によってうごかされている。機関が所有主体となるばあいにも、そこにそれをうごかす人間の意思がはたらいている。それがどのような意思であるのか、このことを明らかにすることは非常に重要であろう。「人間ならざるもの」との表現をあまり強調

26) 「個人ならざるもの」ないしは「人間ならざるもの」との表現がつかわれている（三戸公「個人所有・機関所有パラダイムの意義」経済評論、昭和58年6月号84ページ、86ページ）。ついでながらこの論稿では、これまで指摘してきた問題がより拡大されている感をうける。例えば「おなじ機関でも、所有主体として支配性向を強くもつものもあれば、きわめて稀薄なものもある。会社は強く、銀行は若干あり、保険や年金基金などは極めてすくない。」(81ページ)とはどのような根拠によるのであろうか。また支配性向の強い会社が所有主体であっても所有にもとづく支配とならないのはなぜなのであろうか。

十大株主持株状況（持株比率）

(%)

株主	年度		昭和41年度		昭和51年度	
	A	B	A	B	A	B
政府・地方公共団体	0.17	0.48	0.59	1.52		
銀行	9.95	28.16	11.69	30.13		
都市銀行	5.73	16.21	7.80	20.10		
長期信用銀行	1.10	3.11	1.48	3.81		
信託銀行	2.83	8.01	2.18	5.62		
地方銀行	0.29	0.83	0.23	0.60		
生命保険会社	6.25	17.69	8.65	22.29		
損害保険会社	1.89	5.35	2.37	6.11		
証券会社・証券金融 日本共同証券・)	1.28	3.62	0.68	1.75		
日本証券保有組合	4.19	11.86	—	—		
農業系金融機関	20.40	1.13	0.37	0.95		
[金融機関、計]	[23.96]	[67.80]	[23.76]	[61.24]		
産業会社(内外国企業)	8.50(2.08)	24.05(5.89)	11.71(2.17)	30.18(5.59)		
同集団企業	2.20	6.23	3.11	8.02		
関連会社	6.00	16.98	6.65	17.14		
その他	0.30	0.84	1.95	5.02		
持株会・共済会等	0.06	0.17	0.53	1.37		
個人	2.47	6.99	1.92	4.95		
その他	0.18	0.51	0.29	0.74		
[十大株主持株比率合計]	35.34	100.00	38.80	100.00		

(A)持株比率 (B)十大株主中に占める割合

三戸浩「日本大企業の所有構造」(昭和58年文真堂)45ページより。

(なお三戸氏がおそらくこの表によって作成されたと思われる「財産の終焉」47ページ
「表 2-7十大株主における機関別持株比率」は、若干簡略化されていて不明瞭な点もある
ので、敢えてこの表をあげたものである。)

することは、この重要な問題を無視することにならないであろうか。

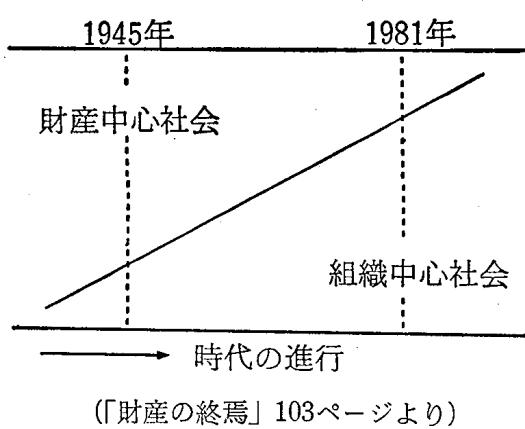
次に氏によれば、機関所有一経営者支配に対応する組織中心社会は、官僚

制の論理が支配的に作用する社会であるが、それは同時に産業社会であって、工業化・産業化が組織中心社会をつくりあげたという。そしてこの工業化・産業化を現実に推し進めたのは資本であり、そのプロセスは資本主義として把握される。この資本の価値増殖・利潤追求によって資本は巨大化し、それが組織の巨大化を招き、産業における官僚制化が確立するという。²⁷⁾ ここでいう工業化・産業化を推し進めた資本・資本主義は、それ自体財産中心の論理が支配するものであることは自明である。したがってここでの氏の主張は、財産中心の論理によってうごく資本主義（財産中心社会）がその発展過程で、次第に自己を否定する対立物である組織中心の論理をつくりあげていくというのである。この見地それ自体は一応納得しうるものではあるとしても、資本によって組織中心の産業社会がつくりあげられたのであれば、その産業社会のなかでの資本の役割についてなぜ氏は明らかにしようとされないのであろうか。産業社会をつくりあげていく論理は、つくりあげられた産業社会のなかではその作用をなんら果さなくなるというのであろうか。現代社会では、財産中心の論理と組織中心の論理が重合して、相互連関的に作用していると考えた方がより現実的ではないであろうか。

いずれにせよ産業社会、産業官僚制形成の歴史的過程をとらえられる氏が、資本の論理—財産中心の論理と組織中心の論理との相互関連を明らかにされないのは理解に苦しむところである。この点の解明がなされない限り、氏の論理をもって現代社会をとらえきることはできないといわねばならない。氏の論理が確実にやがて来るべき社会を見通しているものだとしてもである。というのは、氏は、次の図を掲げられて1980年代の現在が組織中心社会に大きく近づきつつもなお財産中心社会の部分を残しているといわれている。²⁸⁾ とすれば、100パーセント完全な組織中心社会までにはまだ至らない1980年

27) 「財産の終焉」177ページ

28) 氏は最近の論稿で次のようにいわれている。「現代日本の企業は、まさに世界でも最先端を行く近代的な経営体であり、資本の論理によって動かされている。だが、同時に



代の社会を解明するためには、組織中心の論理とあわせて財産中心の論理をもとらえ、両者の相互関連を示すことが必要不可欠となるわけである。それがない限りやはり氏の理論は現代社会をとらえる理論とはなりえないといわねばならない。

さて氏によれば、個人の社会的地位・機能・所得を決定するものは、財産中心の社会では「個人がいかなる財産を所有するか」であり、組織中心社会では「個人はいかなる組織に属し、組織のいかなる職位を占めるか」ということである。このことは先にも示したが、この基準からいえばなるほど日本は明白に組織中心社会だということになるだろう。たしかに日本は所属を重視する社会である。しかしこのことは、従来日本社会ないしは日本の経営の特徴としてとらえられてきたことではなかったであろうか。例えば中根千枝氏が日本の社会をとらえて「資格よりも場を重視」する社会としたように、である。一方例えばアメリカの社会はどうであろうか。アメリカでは産業社会は高度に発展し、官僚制機構はまさに全体社会を支配している。これをだれしも否定することはできないであろう。アメリカは、理念型に最も近い官僚制が支配する管理社会であり、組織中心社会といえるのではないか。そしてその官僚制の明白な指標の1つは徹底した職務の専門化である。アメリカではこの状況が最も明白にあらわれている。アメリカ社会はこの専門化され

日本の経営体は純粹に資本の論理によってのみ動かされているとはい難く、欧米とはかなり違った様相を呈している。その総体を日本の経営という。」と（三戸公「日本の経営論序説（下）」立教経済学研究、第36巻 第4号、1983年3月、145ページ、傍点＝植村）。ここでの限りでは家の論理と資本の論理について述べられており、組織中心の論理はあらわれてはいない。資本の論理についても必ずしも十分な説明はなされていない。いったいどのように理解したらよいのであるか。

た特定の職務の能力、すなわち「資格」を重視する社会であり、その能力のより高い評価を求めて激しい組織間の労働移動がみられる社会である。経営者がある種のプロフェッショナルとみられ、職業的価値それ自体を行動の基準とするという「プロフェッショナルの論理」がさけばれるのも、このことが背景となっている。「所属」を重視することは日本における官僚制の特殊なあらわれにつながるのではあるが、それを組織中心社会の特徴として一般化してとらえるのであれば、アメリカにみるような、官僚制論理貫徹の明白な指標が、逆に組織中心社会の明白な指標としては考えられないことになると思われるのだが、どうであろうか。氏が「普遍論の必要なことは言うまでもない。それとともに特殊論もまた必要である。」²⁹⁾といわれるのは至極当然のことであるが、しかし事実において氏は、特殊論を逆に一般化してしまっておられるのではないであろうか。氏のとらえられる「家の論理」の作用に関してもそれがあらわれているようである。

氏はかなり早い時期から日本の経営論を展開されてきているが、個別資本説の展開にあたってもそうであったように、そこでもいくつかの段階を追っており、いまやそれが「家の論理」そのものの解明に深く立ち入るまでに至っている。この「家の論理」の問題は、氏にとってはいまなお十分に展開しきっていないという理由で、この書では、第一部の補論におかれ、「日本の所有論覚書」とされているが、³⁰⁾しかし氏の所論の展開にとってはきわめて重要な位置を占めている。氏は、共同体としての「家」の維持・繁栄をめざす「家の論理」は、日本の社会における独自の論理であり、「身分中心社会にも、財産中心社会にも、そして現在の組織中心社会においても」一貫して作用している。であるとすれば、この「家は論理」は、氏のいわれる身分中心社会、財産中心社会、組織中心社会をつくりあげている各論理（身分中心の論理、財産中心の論理、組織中心の論理）にどのように関連するのである

29) 「財産の終焉」162ページ

30) 同書 162ページ

うか。家の論理によって各社会の論理は日本に独自のあらわれ方をし、各社会はそれによってきわめて特殊なものとなってきたというのであれば、それはそれとして理解できるであろう。しかしながら氏は、「家の論理が第一原則としてあり、所有の論理が第二原則として、はたらいている。」³¹⁾というように、「家の論理」を日本社会の最も根底にある原理としてとらえられている。そうだとするならば、「家の論理」は、身分中心社会、財産中心社会、組織中心社会のそれぞれに貫いている原理というのではなく、むしろ家の論理の支配する社会に身分中心、財産中心、組織中心の各論理がそれぞれ作用しているとみられ、したがって日本の社会はこれら各社会とは別個の家中心社会とでもいべき社会になるのではないだろうか。財産中心社会、組織中心社会というのは、財産中心の論理、組織中心の論理をそれぞれ第一原則としている社会と考えねばならないからである。氏はこの論理的矛盾をどのように説明されるのであろうか。とくに氏は、日本においては「家の論理」の作用の故に個人所有から機関所有への転換が促進され、³²⁾したがって組織中心社会への変化がはやめられたといわれているが、家の論理と組織中心の論理はなんらの矛盾もなく結合したということなのであろうか。家の論理を重視される氏は、そのあまり論理的一貫性が破壊されていることに気づかなかったのであろうか。

4. む　す　び

「自由と必然」および「財産の終焉」の2著を中心に、三戸氏の理論における論理構造の問題をとりあげてきたが、筆者がここにことさらに三戸公氏の論理をとりあげたのは、氏が現実を直視する鋭い問題意識から次々と展開される新しい問題へのアプローチが、必らずしも三戸理論全体としての体系を明示するものではなく、またそれ自体としても十分な論理齊合性をもって

31) 「財産の終焉」147ページ

32) 同　　書 151ページ

展開されているとはいがたいからである。これは、氏が新しい問題を追うにあまりに急であることによるのであろうか。氏が現代社会の諸問題を鋭くえぐる理論家として他に多くを求めえない人物であるだけに、このことは看過しえない重要な問題を構成している。かかる氏に対しては、凡百の讃辞よりもむしろ内容に立ち入った明白な批判こそがなされなければならないと考えるものである。この稿で敢えて試みた三戸理論への批判も、かかる観点から、現代をとらえうるより鋭い理論の構築を意図したことである。なお、このような本稿の性格上、筆者は三戸理論に関連していくつかの問題を提起した。それらの問題に対しては筆者自身の答えを示してはいない。三戸氏に解答を迫ったこれら諸問題は、同時に筆者が自らに答えるべき義務を課したものもある。今後の展開のなかでこの課題を果したく思っている。